

2 通学証明書の様式は、次のとおりとする。

表

№ 通学証明書		
学校種別 又は指定番号		区分
通学者の 氏名・年齢	(才)	
通学者の居住地	電話()	
部科及び学年	部	科 学年(年次)
証明書番号		
通学区間	駅	駅間 経由
通学定期乗車券の有効期間	箇月	
※通学定期乗車券の使用開始日	年 月 日から	
卒業予定年月日	年 月 日まで	
18.2cm年.....月.....日発行	
	証 学校所在地.....	代表者
	明 学校名.....	職 印
学校代表者氏名.....		
1 この証明書の有効期間は、発行の日から1箇月間です。 2 この証明書のうち、※印の欄以外の記入事項は、発行者が記入してください。 3 この証明書のうち※印の欄は、通学者が記入してください。 4 この証明書に記入した事項を訂正した場合は、※印欄の記入事項については通学者の認印、その他の記入事項については代表者の職印のないものは使用できません。		
下欄には、記入しないでください。		
年 月 日まで		
(発行駅)	(乗車券番号)	(発行年月日)
(基本運賃)	(発売運賃)	(差額運賃)

12.5cm (裏無地)

備考 (1) 必要により、様式の上部余白に学校もより駅欄を印刷する。

(2) 通信による教育を行う学校で面接授業又は試験を在籍校所在地と異なる場所で行う場合は、学校所在地欄の在籍校所在地住所上部に面接授業会場又は試験会場とカッコ書きし、当該面接授業会場又は試験会場所所在地住所を記入する。

3 通学証明書の有効期間は、発行の日から1箇月間とする。ただし、学校及び救護施設指定取扱規則第15条第3項及び第8項の規定による有効期間の開始日又は有効期限の表示のあるものは、その期間内の日を通学定期乗車券の有効期間の開始日とする場合に限る。

4 指定学校の学生、生徒若しくは児童が、実習のため実習場等まで乗車する場合で、当社が必要と認めるときは、第1項の規定に準じて通学定期乗車券を発売する。

(特別車両定期乗車券の発売)

第36条の2 旅客が、次の各号に定めるところにより乗車する場合で、第35条第2項に規定する定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出したときは、乗車券と特別車両券とを1枚とした1箇月又は3箇月有効の特別車両定期乗車券を発売する。

(1) 100キロメートル以内の区間を乗車する場合(別に定める区間を除く。)

(2) 全区間を普通列車の自由席特別車両を利用して乗車する場合

(3) 区間及び経路を同じくして乗車する場合

(制限距離を超える定期乗車券の発売)

第 37 条 当社が特に必要と認める場合は、前 3 条の規定にかかわらず、100 キロメートルを超える区間に対しても定期乗車券を発売することがある。

(定期乗車券の一括発売)

第 37 条の 2 前 4 条の規定により定期乗車券を発売する場合は、別に定めるところにより、これを一括して発売することがある。

2 前項の規定により定期乗車券を発売する場合で、当該定期乗車券の有効期限を一定させる必要があるときは、別に定めるところにより、当該定期乗車券の所定の有効期間には数となる日数を附加して発売することがある。

(割引定期乗車券の発売)

第 38 条 第 36 条第 1 項又は同条第 4 項の規定により通学定期乗車券を発売する場合、次の各号に掲げる指定学校の学生、生徒、児童又は訓練生に対しては、当該指定学校（通信による教育を行う学校にあつては、面接授業会場又は試験会場を含む。）に通う場合で、通学証明書を提出したとき又は第 170 条第 1 項第 2 号に規定する通学定期乗車券購入兼用の証明書を呈示し、かつ、定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出したときは、割引の通学定期乗車券を発売する（第 36 条第 4 項に規定する実習場等に通う場合は、通学証明書を提出したときに限る。）。この場合、通学証明書又は通学定期乗車券購入兼用の証明書の発行者においてその区分欄に、第 1 号及び第 2 号の生徒又は児童に対するものは「義務課程」、第 3 号及び第 4 号の生徒又は学生に対するものは「高等課程」、第 5 号の訓練生に対するものは「普通職業訓練」と赤書きするものとする。

(1) 中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。以下同じ。）の生徒

(2) 小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。以下同じ。）の児童

(3) 高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）の生徒

(4) 高等専門学校の第 3 学年以下の学生

(5) 職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 15 条の 7 に規定する公共職業能力開発施設において普通職業訓練（短期課程にあつては、同法施行規則（昭和 44 年労働省令第 24 号）第 10 条に規定する中学校卒業者等を対象とする訓練期間が 1 年の者に限る。）を受ける訓練生

2 前項に規定するほか、別に定めるところにより、割引の通学定期乗車券を発売することがある。

3 第 1 項の規定によって提出する通学証明書については、旅客運賃割引証に関する規定を準用する。